

令和 7 年度江口浄水場長寿命化事業に伴う沈殿池ろ過池改修工事
簡易公募型プロポーザル現地調査及び資料閲覧要領

この要領は、令和 7 年度江口浄水場長寿命化事業に伴う沈殿池ろ過池改修工事の簡易公募型プロポーザルに係る現地調査と資料の閲覧に関し、必要な事項を定める。

- 1 期間 令和 7 年 5 月 1 6 日（金）～令和 7 年 5 月 2 6 日（月）
ただし、土日を除く
- 2 時間 午前 9 時から午後 4 時まで
- 3 場所 現地調査：江口浄水場（新発田市江口 5 5 0 番地）
資料閲覧：水道局庁舎 第 2 会議室（新発田市下内竹 7 4 7 番地）
- 4 人数 3 人以内
- 5 閲覧資料 江口浄水場沈殿池ろ過池の改修及び修繕図書
(1) 急速ろ過池 No. 3 更新工事（H19 年度）
(2) 急速ろ過池制御配管更新工事（H19 年度）
(3) 沈殿池 No. 3 駆動部更新工事（H21 年度）
(4) 江口浄水場 No. 3 ローラー取替工事（H29 年度） 他
- 6 その他 (1) 閲覧資料の交付及び貸出はしない。
(2) 写真撮影等は、持参した携帯複写機若しくは写真機等を使用する場合に限り認める。
(3) この閲覧資料は、改修工事提案書等の作成以外の用途に用いてはならない。
(4) 現地調査及び資料閲覧時の口頭による質問は受け付けず、改修工事提案書等の作成に係る質問がある場合は、「プロポーザル参加に関する質問書（様式第 8 号）」により質問内容を電子メールで提出すること。
(5) 閲覧を希望する者は、受付で令和 7 年度江口浄水場長寿命化事業に伴う沈殿池ろ過池改修工事簡易公募型プロポーザル現地調査及び資料閲覧届出書（様式第 1 号）に必要事項を記入すること。
(6) 現地調査を希望する者は、ヘルメット、内履きを持参すること。
(7) 現地調査及び閲覧希望日を事前連絡し、水道局側が対応可能か確認すること。

連絡先

新発田市水道局浄水課 電気機械係

TEL 0254-23-7194